

新座市ソフトボール連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、新座市ソフトボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を会長指定場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、ソフトボールの普及並びに会員相互の親睦を計ると共に市民健康の目的を達成する為に次の事業を行う。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) ソフトボール大会を開催
- (2) 県及び朝霞地区大会への対外試合参加
- (3) ソフトボール技術の向上、普及並びに指導
- (4) ④市内関係団体との連絡協調
- (5) その他、本連盟の目的に必要な事項

第3章 組織及び加盟

第5条 本連盟は、公益財団法人新座市スポーツ協会に加入するものとする。

第6条 本連盟は、新座市に本拠を置く社会人男子、女子のソフトボールチームをもって組織する。

- (1) 本連盟への加盟申請（登録）は、別に定める指定書類で行う。
- (2) チームの登録は、毎年更新する。
- (3) 各大会ごとにチーム構成、年齢制限等の実施要項を定める。

第4章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、理事15名以内、監事2名、事務局若干名

- 第8条 会長、副会長は理事会で推薦し、総会で承認を得るものとする。
会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選とする。
理事長は会長の命を受け、常任理事会、理事会を運営する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
常任理事は、理事長、副理事長を補佐する。
- 第9条 理事は、評議員及びソフトボールに理解を有する者で、会長が推薦し総会の同意を得て委嘱する。ソフトボールに理解を有する者は若干名とする。
- 第10条 評議員は、加盟チームより1名とする。
- 第11条 監事は、理事会で推薦し、総会の承認を得て会計を監査する
- 第12条 事務局は、会長が委嘱する。事務局は会長の命を受け、会務に従事する。
- 第13条 各役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条 本連盟は、会長の推薦により総会の承認を得て名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第5章 会 議

- 第15条 本連盟の会議は、次の通りとする。
(1) 総会 (2) 理事会 (3) 執行役員会
- 第16条 総会は、評議員及び理事をもって構成し、毎年定期に開催する。
但し、会長が必要と認めたときは、臨時に招集する事が出来る。
総会は、会長が議長を指名し、次に掲げる事項を審議する。
(1) 役員の承認
(2) 予算及び決算
(3) 事業計画及び報告
(4) 本規約で規定した事項
(5) その他重要事項

- 第 17 条 (1) 理事会は理事長が議長となり、次に掲げる事項を審議する。
尚、理事会の必要に応じ会長、副会長の出席を求めることができる。
- ① 会長、副会長、監事の推薦に関する事項
 - ② 事業計画及び予算の編成に関する事項
 - ③ 事業の執行に関する事項
 - ④ チーム加盟、脱退に関する事項
 - ⑤ その他、必要緊急なる事項
- (2) 執行役員会は、理事長、副理事長、事務局、常任理事若干名で構成し
上記事項の遂行がスムーズに行われるよう立案、策定し理事会を補充
する。

第 18 条 会議の議決は出席者の過半数を持って決定する。

第 19 条 理事会に専門部会を置き、その規定は別に定める。

- (1) 審判部会 (2) 記録部会 (3) 生涯普及部会 (4) 競技維持部会

第 6 章 会計及び年度

第 20 条 チームは連盟の定める登録費用を納入する。

第 21 条 本連盟の経費は、登録費、補助金、委託金、寄付金、大会参加費、その他の
収入で支弁する。

第 22 条 本連盟に次の帳簿を常設する。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 役員名簿及びチーム登録名簿

第 23 条 本連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 7 章 規 律

第 24 条 チームの構成員は、1 つのチーム以外に加入する事が出来ない。
但し、男子が女子チームの監督、コーチを兼ねることができる。
又、シニアチーム（59 歳以上）の構成員は複数のチームの登録を認める。

第 25 条 チーム及びその構成員は、本規約並びに付則規定に違反する事は出来ない。

第 26 条 チーム及びその構成員は、前 2 条に違反したときは、理事会において除名
あるいは大会への出場停止その他の処分を行う事が出来る。

第 8 章 表彰規定

第 27 条 本市ソフトボールの振興発展に寄与貢献し、その功績顕著なもの又は各種大会に出場して優秀な成績を収め、技術及びマナーなど他の模範と認められたチームまたは個人の功績を讃えるため、表彰する。

第 28 条 前例による表彰は次の通りとする。

第 29 条 表彰の選考基準は次の通りとする。

(1) 年度優秀選手表彰

本連盟の年度大会で活躍が認められた選手

(2) 優秀表彰

県大会以上で活躍が認められたチームまたは個人。

(3) 功労表彰

①本連盟で役員、審判員、記録員等で、男子は10年、女子は5年以上の永年にわたりソフトボールの発展に功績をあげたもの。

②本連盟加盟チーム関係者で永年にわたりソフトボールの発展、振興に尽力したもの。(功労表彰については受賞1回を原則とする。)

(4) 特別表彰

本連盟の関係者で前記の優秀表彰または功労表彰より更なる功績を上げたものと認められたもの。

第 30 条 表彰対象チーム及び個人の選定は常任理事会で推薦し、会長が決定する。

第 9 章 付 則

第 31 条 本規約執行上必要な細則は、理事会において定める。

第 32 条 本規約の改定は総会において行う。

第 33 条 本規約は、2023年1月1日に遡り施行する。

第 10 章 細 則

第 35 条 登録費は次の通りとし、毎年指定期日迄に完了するものとする。

1チーム	男子	10.000 円	1987/4 改正	2006/4 改正
	女子	8.000 円		

新規加入費用 10.000 円

(チームのプラカード製作費は別料金とする。)

専門部会規定

(設 置)

- 第1条 新座市ソフトボール連盟規約第19条の規定により次の専門部会を置く。
(1) 審判部会 (2) 記録部会 (3) 生涯普及部会 (4) 競技維持部会

[I] 審判部会

登録審判員をもって構成する。

(役 員)

- 第2条 部会に次の役員を置く。
部長1名、副部長若干名、会計若干名、運営若干名、主任若干名を置く。
(1) 部長、副部長は、本会の理事会で推薦し、会長が任命する。
(2) 会計、運営、主任は、部長が推薦し、役員会にて承認を得る。
(3) 各役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
(4) 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(部 会)

- 第3条 1項 本部会の会議は次の通りとする。
(1) 役員会 (2) 運営委員会
2項 役員会は必要に応じ部長が招集し議長となる。

- 第4条 部会の決議事項は理事会に報告し承認を得る。

(会 計)

- 第5条 本部会の経費は連盟の補助金にて運営する。会計年度は連盟に準ずる。

(運 営)

- 第6条 運営委員会は、部長、副部長、運営委員を以て構成し、各大会および行事の準備及び実施に当たる。

- 第7条 部員は連盟主催及びこれに準ずる大会、行事などに積極的に参加、協力し、運営の円滑に努めるものとする。

- 第8条 次年度の登録の更新の手続きは、指定期日迄に完了するものとする。

[Ⅱ] 記録部会

公認記録員又は各チーム1名をもって構成する。
役員、部会、会計、運営等は審判部会と同じとする。

[Ⅲ] 生涯普及部会

小学生、中学生、高齢者等生涯スポーツ、障害者スポーツ等の指導、普及を行う。
役員、部会、会計、運営等は審判部会と同じとする。
但し、専門部会規定の8条を除くこととする。

[Ⅳ] 競技維持部会

競技維持役員及び兼任役員をもって構成する。
役員、部会、会計、運営等は審判部会と同じとする。
但し、専門部会規定の8条を除くこととする。